

山口県報

平成27年
4月28日
(火曜日)

目次

○告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定の解除(健康増進課)……………

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………

国営南周防地区(西山・潤田換地区)緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)……………



山口県告示第百五十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十七年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従

前の例による。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「四、三〇八円」を「四、四七五円」に、「一三、〇四〇円」を「一三、〇〇五円」に、「五、〇二四円」を「五、〇三〇円」に、「五、六一一元」を「五、五八五円」に、「一三、四四七円」を「一三、五七三円」に、「六、一〇四円」を「六、〇六九円」に、「一六、二八一円」を「一六、一九二円」に、「六、五二四円」を「六、四七五円」に、「一八、八三四円」を「一八、六八〇円」に、「六、六〇一元」を「六、七二九円」に、「二二、七八四円」を「二二、四七二円」に、「六、七〇八円」を「六、六五四円」に、「二四、五三三円」を「二三、九八四円」に、「六、三七五円」を「六、四七四円」に、「二五、三七六円」を「二五、一九一元」に、「五、九二三元」を「五、八七八円」に、「二四、一一四円」を「二四、一三九円」に、「四、七二三元」を「四、七三二円」に、「一九、一六七円」を「一九、三八五円」に、「一五、〇〇一元」を「一五、九九一元」に改める。

山口県告示第百六十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

山口県告示第百六十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号に規定する指定地方公共機関の指定を次のとおり解除した。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 指定解除年月日
常盤薬品株式会社 平成二七、三、三一



(一四二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年四月二十八日から同年八月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ダイレックス下関羽山店

所在地 下関市羽山町一三三二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号 原田 健

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇 貞方 宏司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十二月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六四四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六〇台

(二) 駐車場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻

ダイレックス株式会社 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十七年四月八日

(一四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十二月九日山口県公告(四〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年四月二十八日から同年五月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一四四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 副政

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住居 所

下関市豊北町農地開発
土地改良区

理事の別 氏名 住居 所

杉井 正剛 下関市豊北町大字田耕九二一

永岡 学 豊北町大字滝部二二六九

佐々木磯址 三七五四の六

末田 利美 一六六六

松田 清 一一〇一の一

白石 隆雄 豊北町大字阿川一二八八

岸田 道夫 豊北町大字滝部五六八七の二

藤田 芳幸 三一三の一

杉井 正剛 下関市豊北町大字田耕九二一

河田征四郎 豊北町大字北字賀二八九〇

佐々木磯址 豊北町大字滝部三七五四の六

末田 利美 一六六六

松田 清 一一〇一の一

白石 隆雄 豊北町大字阿川一二八八

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住居 所

下関市豊北町農地開発
土地改良区

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(一四五) 国営南周防地区(西山・潤田換地区)緊急農地再編整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営南周防地区緊急農地再編整備事業の施行に係る西山・潤田換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成二十七年四月二十八日

山口県知事 村岡 副政

土地の所在 地目 面積

熊毛郡田布施町大字川西字下関七七三の二 公衆用道路 六七

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

平成二十七年四月二十八日印刷

発行人所

山口県知事